

方法により、保険者から回答を受けて当該情報を保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者等であることの確認を受けることをいう。)又は医療保険各法の主務省令で定める方法により被保険者等であることの確認を受け、受給者証(その者に係る受給者証の情報が確認できる個人番号カードを含む。)を提示等しなければならない。

(支給制限額の計算)

第8条の2 母子家庭の母子及び父子家庭の父子に係る支給制限額は、条例第5条第1項第1号に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 扶養親族等がないとき 301万6千円
- (2) 扶養親族等があるとき 301万6千円に次に掲げる額を加算した額
 - ア 当該扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族等(所得税法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)の数に38万円を乗じて得た額
 - イ 当該扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に48万円を乗じて得た額
 - ウ 当該扶養親族等(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に63万円を乗じて得た額

2 重度心身障害者等に係る支給制限額は、条例第5条第1項第2号に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 扶養親族等及び生計維持児童(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第1項に規定する者をいう。次項において同じ。)がないとき 512万9千円

2 対象者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証を提示し、支払うべき費用を支払わなければならない。

(2) 扶養親族等又は生計維持児童があるとき 512万9千円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者，老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額

イ 当該扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に48万円を乗じて得た額

ウ 当該扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に63万円を乗じて得た額

3 重度心身障害者等の配偶者（事実婚を含む。）若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者に係る支給制限額は，条例第5条第1項第2号に基づき，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 扶養親族等がないとき 628万7千円

(2) 扶養親族等があるとき 632万3千円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に21万3千円を乗じて得た額

イ 当該扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に27万3千円を乗じて得た額（アの規定により算定された額がない場合にあつては，当該乗じて得た額から6万円を減じた額）

（所得の計算）

第8条の3 条例第5条第1項に規定する所得の額は，地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額，退職所得金額及び山林所得金額，同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定す

る先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額)の合計額とする。ただし、条例第5条第1項第2号における規則で定める額については、次のとおりとする。

- 2 条例第5条第1項第2号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項

(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

3 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第10号の2又は第12号に規定する控除を受けた者 配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額に相当する額(条例第5条第1項第2号の規定による所得の算出の場合に限る。)

(3) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(4) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円

(5) 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 35万円

(6) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(7) 地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額(条例第5条第1項第2号の規定による所得の算出の場合に限る。)

4 条例第5条第1項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

5 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで、第10号の2又は第12号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円

(4) 地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者 35万円

(5) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(6) 地方税法附則第6条第4項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額 なお、この場合に使用する社会保険料控除は、前項及び同項の例による算定した所得の額(地方

税法第314条の2第1項第3号に規定する控除を受けた者については、当該控除を受けなかったものとして前項及び同項により算定した額) から8万円を控除した額とする。

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届(様式第7号)に受給者証を添えて行うものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 対象者が加入している国民健康保険、後期高齢者医療又は社会保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者等

(10) (略)

(届出事項等)

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届(様式第7号)に受給者証を添えて行うものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 対象者が加入している国民健康保険_____又は医療保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者若しくは組合員

(10) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の利根町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の利根町医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。